

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託(SPC及びSPT)関係) 新旧対照表

改正後	現行
<u>9 A - 4 募集等の取扱い等に関する事項</u> <u>9 A - 4 - 1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u> <u>（1）主な着眼点</u> <u>資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人並びに受益証券の募集等を行う原委託者（以下、9 A - 4 - 1において「募集等を行う特定目的会社等」という。）が、当該募集等又は募集等の取扱いに係る業務（以下「募集等業務」という。）を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。</u> <u>そこで、募集等を行う特定目的会社等が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u> <u>（2）監督手法・対応</u> <u>立入検査や日常の監督事務を通じて把握された募集等を行う特定目的会社等の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第217条の規定に基づく報告を求めることを通じて、募集等を行う特定目的会社等における自主的な業務改善状況を把握すること</u>	（新設）

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託(SPC及びSPT)関係) 新旧対照表

<u>とする。また、募集等業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 218 条の規定に基づく違法行為等の是正命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 219 条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は 9 A－5－1 による。）。</u> <u>9 A－4－2</u> オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (1) ～ (5) (略)	<u>9 A－4</u> オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (1) ～ (5) (略)
---	--